

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件（うち衆議院継続1件）、本院議員提出4件の合計8件であり、内閣提出4件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類418件のうち、2種類35件を採択した。

〔法律案の審査〕

雇用・能力開発機構法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、併せて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団を解散し、新たに雇用・能力開発機構を設立するとともに、事業団の業務のうち、雇用開発・能力開発等の業務について機構へ移管しようとするものである。

委員会においては、雇用促進事業団の果たしてきた役割、新たに雇用・能力開発機構を設立することの意義、移転就職者用宿舎等の譲渡方針、職業能力開発における省庁間並びに民間との連携の在り方、雇用開発・能力開発に係る助成金等の周知徹底の必要性等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、本法律案に対し5項目にわたる附帯決議が行われた。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、深夜業に従事する労働者の健康を保持するため、当該労働者が自発的に受診した健康診断の結果について事業者が医師等から意見聴取を行うこととする等その健康管理の充実を図るとともに、化学物質等による労働者の健康障害の防止に資するため、化学物質等を譲渡又は提供する者に、当該化学物質等の有害性等に係る事項を記載した文書の交付等を義務付けるほか、検査業者又は作業環境測定機関が合併等を行った場合における承継規定を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の内容及び費用助成の在り方、深夜業に係る女性保護規定の解消に伴う就業環境の整備の必要性、「化学物質等安全データシート」の交付義務の実効性、小規模事業場における安全衛生確保策、労働現場におけるダイオキシン類対策、過労自殺に関する労災認定の在り方、メンタルヘルスケアへの取組等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、本法律案に対し9項目にわたる附帯決議が行われた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、第143回国会に提出され、衆議院で継続審査になっていたものであるが、本国会において同院で修正議決され、本院に送付されてきたものであり、その内容は、労働者派遣事業を行うことができる業務の範囲を拡大するとともに、一定の業務を除き労働者派遣の役務の提供を受ける期間を1年に制限するほか、個人情報等に係る秘密の保持等派遣労働者の保護を拡充する措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものである。なお、本法律案に対する衆議院の修正内容は、個人情報の管理の適正化、派遣先の雇用管理責任の強化、社会・労働保険への加入の促進、派遣期間の制限の実効性確

保等に関するものである。

一方、**職業安定法等の一部を改正する法律案**は、有料職業紹介事業の取扱職業の範囲を拡大するとともに、求職者の個人情報保護のための措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、以上の2法律案に、吉川春子君外1名発議に係る**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（参第18号）及び**職業安定法等の一部を改正する法律案**（参第19号）の2法律案を加え、4案一括して議題とし、政府及び発議者に対して質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取したほか、労働者派遣事業所、有料職業紹介事業所及び公共職業安定所をそれぞれ訪問し、実情を視察するなど、慎重に審査が行われた。

委員会における質疑の主な内容は、派遣の対象業務拡大による功罪、派遣期間の制限に係る規定の解釈及び制限に反した場合における雇入れ勧告等の実効性、派遣がリストラ的手段として利用されることへの懸念、派遣労働者に適合した社会・労働保険制度についての検討の必要性、派遣労働に係る紛争への対応策、有料職業紹介事業の規制緩和による弊害の可能性、NPOが職業紹介事業等を行うことのメリット、職業安定に係る行政体制の整備・拡充の必要性等であった。

以上の4法律案のうち、衆議院送付の労働者派遣法等改正案及び職業安定法等改正案について質疑を終了した後、討論に入り、日本共産党を代表して市田委員より反対、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党及び参議院の会を代表して山本委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられた。討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、労働者派遣法等改正案に対しては12項目にわたる附帯決議が、職業安定法等改正案に対しては2項目にわたる附帯決議がそれぞれ行われた。

〔国政調査等〕

3月4日、甘利労働大臣から所信を、野寺労働大臣官房長から平成11年度労働省関係予算について説明を聴取した。

3月9日、労働行政の基本施策について質疑が行われ、最近の雇用失業情勢と今後の見通し、企業が抱えている企業内失業者の状況、大企業の大量人員削減に対する対策の必要性、雇用流動化政策の是非、転籍出向の際の本人同意の必要性、77万人雇用創出策の内容と実現可能性、中高年求職者就職支援プロジェクトの具体的内容、中小企業労働力確保法に基づく賃金助成制度のNPOへの適用の可否、ワシントン雇用サミットに対する労相の印象、経済戦略会議の提唱したバウチャー制度の評価、コンピューター2000年問題への取組等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度労働省関係予算についての審査を行い、構造的失業の発生要因とその解消策、雇用保険収支の現状と今後の対応、中高年齢者の雇用の安定策、雇用調整助成金の適用状況とその効果、時間外労働の抑制策、障害者雇用促進への取組、育児休業取得率の向上に向けた施策、長期有給休暇制度の必要性等について質疑が行われた。

5月20日、現下の雇用失業情勢と雇用対策について、参考人として、早稲田大学商学部教授鈴木宏昌君、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君及び株式会社三和総合研究所副主任研究員鹿野達史君を招致し、意見を聴取し、質疑が行われた。その際、今後の失業率の上

昇見通し、雇用ミスマッチ解消の具体策、ワークシェアリング制導入の是非、ドイツ・フランスの労働時間短縮の背景、年齢差別禁止の法制化の必要性、終身雇用制と労働移動の両立の可能性、起業推進のための職業訓練の重要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について甘利労働大臣から所信を聴いた。
- 平成11年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年3月9日(火)(第2回)

- 労働行政の基本施策に関する件について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日(月)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成11年度一般会計予算(衆議院送付)
平成11年度特別会計予算(衆議院送付)
平成11年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(労働省所管)について甘利労働大臣、政府委員、文部省、総理府及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月16日(火)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 雇用・能力開発機構法案(閣法第23号)(衆議院送付)について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月23日(火)(第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 雇用・能力開発機構法案(閣法第23号)(衆議院送付)について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第23号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成11年4月27日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について甘利労働大臣、政府委員及び人事院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第71号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月20日（木）（第8回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の雇用失業情勢と雇用対策に関する件について参考人早稲田大学商学部教授鈴木宏昌君、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君及び株式会社三和総合研究所副主任研究員鹿野達史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年5月25日（火）（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上両案について甘利労働大臣から趣旨説明を聴き、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴き、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）

職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について発議者参議院議員吉川春子君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月27日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）
以上4案について発議者参議院議員吉川春子君、甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月1日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上4案について参考人日本経営者団体連盟常務理事荒川春君、全国一般東京一般労働組合組織担当者広松栄香君、社団法人日本人材派遣協会理事井上勇夫君、全日本金属情報機器労働組合副中央執行委員長小林宏康君及び弁護士古川景一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年6月8日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上4案について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月10日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上4案について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月29日（火）（第14回）

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）

職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上4案について甘利労働大臣に対し質疑を行い、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（第143回国会閣法第10号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

欠席会派 無

（閣法第90号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2333号外34件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第508号外382件を審査した。
- 労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

雇用・能力開発機構法案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団（以下「事業団」という。）を解散するとともに、新たに雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）を設立し、事業団が行ってきた職業能力開発等の業務を機構に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置・運営等の業務を行うことにより、雇用開発及び職業能力の開発・向上を促進し、もって労働者の雇用

の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

- 2 機構は、雇用管理に関する相談等の雇用開発に関する業務、公共職業能力開発施設の設置・運営等の能力開発に関する業務等を行う。
- 3 機構は、事業団が行っていた移転就職者用宿舍・福祉施設の新たな設置の業務は行わないこととするとともに、既設及び建設中の移転就職者用宿舍・福祉施設については地方自治体等へ譲渡することとし、その譲渡までの間の管理運営を行う。
- 4 機構の主たる事務所を横浜市に置くこととする。
- 5 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置くものとする。
- 6 事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、機構が承継する。
- 7 この法律は、公布の日から施行する。なお、事業団法の廃止は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（平成11年10月1日を予定）から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 雇用・能力開発機構において、その業務運営の円滑適正化に資することを目的とする機関として、公労使を含む関係者で構成する運営協議会を設置するとともに、同機構が中小企業事業主と労働者にとって利用しやすいものとなるよう各種の情報提供や相談援助の充実を図ること。
- 2 企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、雇用・能力開発機構における職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、自発的に職業能力開発を行おうとする離転職者を始め広く労働者個々人が、高度な知識・技能を習得することができるよう、教育訓練給付制度の積極的活用並びに段階的かつ体系的な職業訓練体制の整備・充実を図ること。
- 3 ベンチャー企業等活力ある中小企業における新たな雇用機会の創出の促進及び中高年労働者の失業なき労働移動への支援に資するため、雇用関係助成金の積極的活用を含め雇用開発等に関する事業主支援事業の一層の拡充・強化を図ること。
- 4 移転就職者用宿舍及び福祉施設の譲渡並びに譲渡までの間の管理運営に当たっては、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。
- 5 この法律の施行後3年を経過した場合において、雇用・能力開発機構の業務運営の状況を勘案しつつ、この法律の各規定について見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康を確保するため、深夜業に従事する労働者の健康管理の充実を図るとともに、化学物

質等による労働者の健康障害の防止対策の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業者は、深夜業に従事する労働者が自発的に受けた健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康保持のために必要な措置について医師の意見を聴かなければならないものとし、必要な場合には、作業の転換、深夜業の回数の減少等就業上の措置を講じなければならないこととする。
- 2 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、その相手方に対し、文書の交付等の方法により、有害性等の情報を通知しなければならないこととする。
- 3 労働大臣は、化学物質等による労働者の健康障害の防止のために事業者が講ずべき措置に関する指針を公表し、これに従い必要な指導、援助を行うことができることとする。
- 4 検査業者又は作業環境測定機関に合併等が生じた場合には、合併後に存続する法人等が、当該検査業者又は作業環境測定機関の地位を承継することとする。
- 5 労働大臣は、その指定する者に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験及び登録に関する事務を行わせることができることとする。
- 6 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、4については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 深夜業に従事する労働者の健康確保及び就業上の措置の適切かつ有効な実施を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の項目等の内容については、医師等の専門家による検討委員会を設け、深夜業に従事する労働者の健康診断の在り方を含めて検討し、その意見を踏まえて策定すること。また、深夜業に従事する労働者が自発的に受診する健康診断の費用について助成を行い得るよう必要な措置を講ずること。
- 2 深夜業に従事する労働者の健康確保の観点から、深夜業に係る女性保護規定の解消を踏まえ、就業環境の実態を把握し、女性労働者の就業環境や関連制度の整備、深夜業に係る業種別の自主的ガイドライン等の動向を踏まえた就業環境の快適化について、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- 3 労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質で、表示、作業環境管理、健康管理等の規制の対象となるものについては、今後、必要に応じて追加することを含め、検討を行うこと。
- 4 化学物質に係る有害性等の情報提供及びそれに基づく事業者の措置を実効あらしめるため、事業者や化学物質の譲渡・提供者が行う人材の育成、有害性等の情報の評価等について支援を行うよう努めること。
- 5 小規模事業場における健康確保方策については、平成8年改正労働安全衛生法施行後5年経過の平成13年の見直しに当たって、衛生委員会、産業医等の対象事業場の範囲等の制度上の格差を含め、中央労働基準審議会において総合的な見地から検討を加え、所要の措置を講ずるよう努めること。
- 6 地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図るとともに、労災防止指導員の活用を推進し、労働災害の多発する中小企業の労働安

全衛生の改善に向けての制度と施策の充実を図ること。

- 7 労働者の健康確保を図るため、作業関連疾患の予防または悪化の防止という観点から、健康診断の結果等を踏まえた措置の在り方について、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。
- 8 職場での作業に伴う労働者のダイオキシン類へのばく露防止措置を徹底させるとともに、ダイオキシン類のばく露を受けた労働者の健康状況等について調査を進め、その結果を踏まえて適切な対策を講ずること。
- 9 労働安全衛生に関するILO条約の趣旨を勘案して労働安全衛生施策を推進するとともに、批准に向けての環境整備に努めること。
右決議する。

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要 旨】

本法律案は、労働力需給に係るニーズの変化及び民間の職業紹介事業に係るILO第181号条約の採択等の国際的動向を踏まえつつ、現下の厳しい雇用失業情勢の下での雇用の安定を図るため、公共及び民間の職業紹介事業等による労働力の需給調整の円滑、的確な実施及び労働者保護の確保に向けた措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職業安定法の改正

- (1) 法律の目的規定に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等を追加する。
- (2) 公共職業安定所及び職業紹介事業者等は、事業目的達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報収集、保管、使用し、また、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととするとともに、賃金等の基本的な労働条件等の明示を文書により行わなければならないこととする。
- (3) 有料職業紹介事業については、港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業その他命令で定める職業を除き、労働大臣の許可を受けて、これを行うことができることとするとともに、許可の有効期間を現行の1年から新規の場合は3年、更新の場合は5年に延長する。また、無料職業紹介事業については、許可の有効期間を現行の3年から5年に延長する。
- (4) その他、通勤圏外からの直接募集に係る届出義務の廃止、職場体験機会の付与等公共職業安定所の業務に関する規定の整備、苦情処理業務等を行う職業紹介責任者の選任、有料職業紹介事業者等に対する守秘義務、求職者等からの労働大臣に対する申告制度の創設、罰則の整備等、所要の措置を講ずる。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正

派遣元事業主による労働者の個人情報の取扱について、職業安定法の改正内容に準じた規定を設ける。

3 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正

労働省令で定める区域に係る直接募集について、通勤圏の内外を問わず届出を要することとする等所要の整備を行う。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 現下の厳しい雇用・失業情勢の下で、公共職業安定所その他の職業安定機関が働く人々の雇用の安定及び多様な職業選択の機会の確保のためのセーフティネットとしての役割を適切に発揮できるよう、また、民間の事業者がその活力や創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を適切に果たせるよう、職業安定機関の職業紹介、職業指導等の機能の拡充強化、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者等に対する指導監督の強化、求職者、派遣労働者等からの苦情等への対応の充実等を図るとともに、必要な体制整備に努めること。
- 2 この法律の施行3年経過後における職業安定法の規定の検討に際し、短時間・短期労働者に対する職業紹介等職業紹介事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）

【要 旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化への対応、働き方についての労働者の多様な選択肢の確保及びILO第181号条約の採択による労働者派遣事業についての新たな国際基準の提示等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度を実施することができることとするとともに、派遣労働者保護のための措置の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象業務の範囲等

労働者派遣事業の対象業務の範囲については、港湾運送業務、建設業務、警備業務及びその他中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務を除いた業務をその対象業務とする。

なお、附則において、物の製造の業務のうち労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならないこととしている。

2 一般労働者派遣事業の許可等の欠格事由

一般労働者派遣事業の許可等の欠格事由として、社会保険、労働保険等に係る法律の規定により罰金の刑に処せられ一定の期間を経過しない者を追加する。

3 労働者派遣の期間

臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策として労働者派遣事業制度を位置付ける観点から、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務等のうち中央職業安定審議会の意見を聴いて定める業務等を除き、派遣先は、同一の業務について1年を超える

期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととする。

また、労働大臣は、労働者派遣の期間の制限に違反している派遣先に対し、指導・助言をした場合において、なおそれに違反し、又は違反するおそれがあるときは勧告・公表をすることができることとする。

4 派遣労働者の雇用

派遣先は、1年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととしている業務に継続して1年間労働者派遣を受けた場合において、引き続きその業務に従事させるために労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者を雇い入れるよう努めなければならないこととする。

5 派遣労働者保護の措置

(1) 派遣先は、派遣労働者に対して、適切な就業環境の維持及び診療所、給食施設等の利用に関する便宜供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(2) 派遣元事業主等は、派遣労働者の個人情報等に係る業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこととする。

(3) 派遣元事業主又は派遣先がこの法律等に違反する場合、派遣労働者は、その事実を労働大臣に申告することができることとするとともに、派遣元事業主及び派遣先は、この申告を理由として派遣労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこととする。

(4) 公共職業安定所は、派遣労働者等の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うことができることとする。

(5) 労働大臣は、労働者派遣事業の運営等について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができることとし、同協力員は、派遣労働者等の相談に応じ、専門的な助言を行うこととする。

6 その他

法律施行後3年を経過した場合に、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる等所要の改正を行う。

なお、本法律案については、衆議院において、一般労働者派遣事業の許可の基準として個人情報適正に管理されていることを追加するものとする、派遣元事業主が派遣先に派遣労働者の社会・労働保険への加入状況を通知しなければならないものとする、男女雇用機会均等法におけるセクシュアルハラスメント防止等に関する規定については派遣先もまた雇用主とみなして適用するものとする、派遣先が労働者派遣の期間の制限を超えて同一業務に同一労働者を受け入れた場合に、労働大臣は当該派遣労働者の雇用努力義務を負う派遣先に対し、雇い入れるよう指導・助言しても従わないときは勧告・公表をすることができるものとする、労働者派遣の期間の制限に違反する派遣元事業主に対し罰則を科するものとする、法律の施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に改めること等の修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 適用除外業務を政令で定めるに当たっては、その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない認められる業務につい

て、中央職業安定審議会の意見を踏まえ適切に措置すること。

- 2 今回の改正により新たに対象となる業務における登録型の派遣労働者については、この法律の施行3年経過後における労働者派遣法の規定についての検討に際し、その就業の実情、労働条件の確保等の状況を把握、分析し、必要な検討を加えること。
- 3 請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向けて、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準について一層の具体化、明確化を図るとともに、周知徹底、厳正な指導・監督を行うこと。
- 4 派遣期間1年の制限に係る「同一の業務」及び「継続」の判断基準について、中央職業安定審議会の意見を聴き指針に可能な限り明確に定めること。

また、派遣期間1年の制限に違反して労働者派遣の受入れを行っている場合における労働大臣による派遣先に対する雇入れ勧告について、実効性を確保するためその適切な運用を図ること。

- 5 派遣元における派遣労働者の個人情報保護の実効性を確保するため、派遣元事業主が収集、保管、使用する個人情報の範囲並びに許可基準中の個人情報の適正管理等に係る要件及び派遣元責任者の業務の内容について、中央職業安定審議会の意見を聴き可能な限り明確に定めること。
- 6 派遣先におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、派遣先に対し必要な指導等適切な措置を講ずること。
- 7 派遣先は派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは契約解除の少なくとも30日前に派遣元事業主にその旨の予告を行わなければならないこととするとともに、この予告をしない派遣先は派遣労働者の30日分以上の賃金に相当する損害賠償（解除の30日前の日と予告をした日との間の日数が30日未満の場合はその日数分以上の賃金に相当する損害賠償）を行わなければならない旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。
- 8 派遣先は当該派遣先における労働者派遣契約の定めに反する事案を知ったときは、これを早急に是正すること、労働者派遣契約の定めに反する行為を行った者及び当該派遣先責任者に対し労働者派遣契約を遵守させるために必要な措置を講ずること、派遣元事業主と十分協議した上で損害賠償等の善後処理方策を講ずること等適切な措置を講ずべき旨を指針に明記し、派遣先による労働者派遣契約違反の防止等のための指導の徹底を図ること。
- 9 派遣元事業主は社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者について加入させてから労働者派遣を行うべき旨及び派遣先は社会・労働保険に加入している派遣労働者を受け入れるべき旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

また、派遣労働者を含む短期雇用労働者に係る社会・労働保険の在り方について、早急に検討すること。

- 10 派遣労働者の職業能力の開発・向上を図るため、派遣元事業主による一層の教育訓練の機会の確保が図られるよう、適切な指導等に努めること。
- 11 派遣労働者の保護の実効性の確保について、都道府県労働局において職業安定行政と労働基準行政とが統合されることを念頭に置き、使用者責任の遵守の観点から、労働基

準監督官との連携の在り方も含め、検討を行うものとする。

12 この法律の施行3年経過後における労働者派遣法の規定の検討に際し、派遣労働者の保護や職業能力の開発等労働者派遣事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※23	雇用・能力開発機構法案	衆	11. 2. 3	11. 3. 16	11. 3. 23 可決 附帯決議	11. 3. 24 可決	11. 3. 5	11. 3. 12 可決 附帯決議	11. 3. 16 可決
71	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案	〃	3. 9	4. 26	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	3. 17	4. 16 可決 附帯決議	4. 22 可決
90	職業安定法等の一部を改正する法律案	〃	3. 26	5. 24	6. 29 可決 附帯決議	6. 30 可決	4. 15	5. 19 可決 附帯決議	5. 21 可決
				○11. 5. 24 参本会議趣旨説明 ○11. 4. 15 衆本会議趣旨説明					
143 / 10	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	10.10. 6	5. 24	6. 29 可決 附帯決議	6. 30 可決	1. 19	5. 19 修正 附帯決議	5. 21 修正
				○11. 5. 24 参本会議趣旨説明 ○11. 4. 15 衆本会議趣旨説明					

・本院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
3	解雇等の規制に関する法律案	市田 忠義君 外1名 (11. 1. 20)	11. 1. 25		11. 8. 4	未了				
4	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	市田 忠義君 外1名 (11. 1. 20)	1. 25		8. 4	未了				
18	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	吉川 春子君 外1名 (11. 5. 20)	5. 21		5. 24	未了				
19	職業安定法等の一部を改正する法律案	吉川 春子君 外1名 (11. 5. 20)	5. 21		5. 24	未了				